

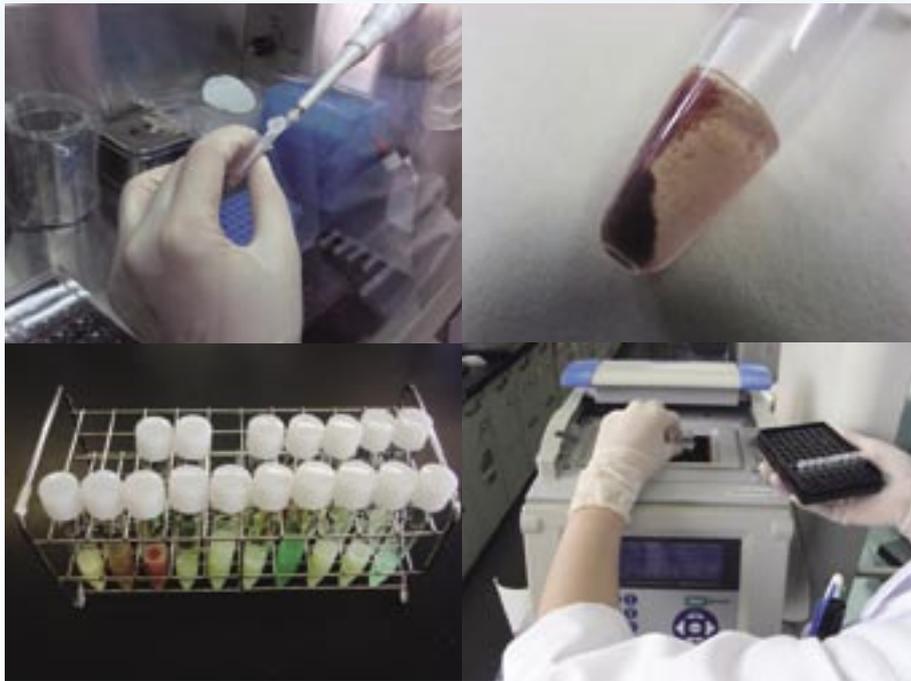
消費者コーナー

ニュース

No.110

主な内容

- ◎ 検査・研究トピック …カンピロバクター食中毒について
- ◎ ミニニュース……………器具及び容器包装の規格基準が改正されました
- ◎ 市民の方からの ……輸入牛肉の安全はどのようにして守られているの？
疑問と回答
- ◎ 御存じですか？……………出席停止となる感染症



鳥肉のカンピロバクター検査の様子

京都市衛生公害研究所



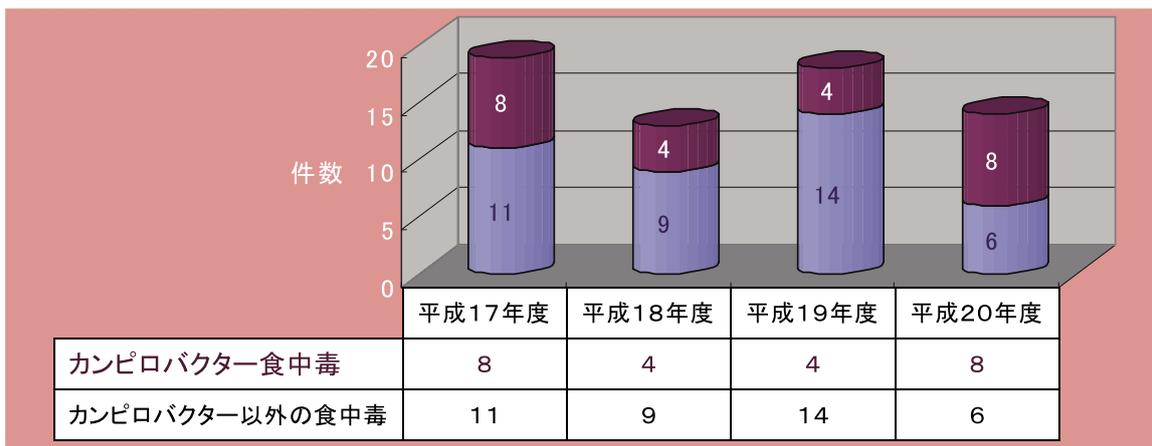


図3 京都市の食中毒発生状況(件数)

2 検査について

カンピロバクターは、培養しにくい菌で、他の食中毒菌と異なり、42℃の微好気増殖します。また、馬の血液を加え、カンピロバクターの発育に適した専用の平板培地(スキロー培地)を使って培養します。菌量が多いと思われる糞便いんなどは、直接、培地に塗布します。約48時間の培養後、カンピロバクターが存在すると、培地上に直径2～3ミリの灰色のコロニー(菌の塊)が形成されます(図4)。食品など菌量が少ない場合は、プレストン培地などの液体培地で菌を増やした後、平板培地に塗布し培養を行います。平板上のコロニーがカンピロバクターであるかどうかは、PCR法(本誌バックナンバーNo.108号「市民の方からの疑問と回答」を参照)を用いて確認しています(図5)。

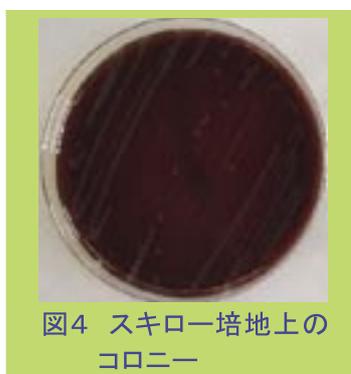


図4 スキロー培地上のコロニー



図5 電気泳動※の例

- 1 : 陰性コントロール(菌がない場合)
- 2 : 陽性コントロール(菌がある場合)
- 3-4: 陽性検体(検体のうち、菌があった場合)
- 5 : マーカー(DNAの大きさの目安)

※ 電気泳動とは、電気を帯びた分子(ここではDNA)が、電場の中を移動する現象を利用した分析手法。分子量(大きさ)で移動距離が異なるバンドを生じる。陽性コントロール(2)と同じ位置にバンドが検出された検体(3-4)は、菌があったと判定される。

3 予防対策

- 「鳥の刺身」など、鳥肉を生で食べるのは控えましょう！！
鳥肉にはカンピロバクターが高率に付着しています。
- 加熱(中心部の温度が75℃以上で1分間以上)して食べれば安全です。
十分な加熱で、カンピロバクターのほか、O157などによる食中毒も予防しましょう。
- 調理に使用した器具は、熱湯で消毒した後、よく乾燥させましょう。
カンピロバクターは、乾燥や加熱に弱い細菌です。

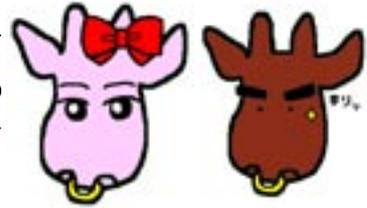
(参考) 京都市情報館「カンピロバクター食中毒を予防しましょう」

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000026563.html>

輸入牛肉の安全はどのようにして守られているの？

Q. 輸入牛肉に対する検査にはどのようなものがあるの？

A. 日本で販売される食品は、すべて、食品衛生法に適合していなければいけません。これは、輸入された食品も同じです。輸入食品の安全は、空港や港にある検疫所で行われている監視・検査によって守られています。



検疫所での輸入牛肉に対する監視・検査には、主に以下のものがあります。

- ① 必要に応じて、直接その国を訪問し、輸出国の衛生水準を調査します。
- ② 輸出国に食品衛生法を守るための対策を講じてもらうよう、2国間で協議します。

例えば、牛海綿状脳症（BSE）発生国の牛肉に関しては、BSE のリスクを可能な限り小さくするため、せき柱など特定危険部位が適切に除去されていること、20 箇月齢以下の牛のものであることなどが決められています。

- ③ 輸入食品の安全性に対して責任を負っている輸入者に、必要な書類を提出させ、内容に間違いがないかどうか、衛生基準を満たしているかどうか審査します。
- ④ 初めて輸入されるものや、違反が疑われるものなどは、食品衛生監視員が商品を抜き取り、残留農薬や添加物、細菌などについての検査を行います。

Q. 検疫所の検査で食品衛生法違反が見つかったときは、どうなるの？

A. 検疫所の検査で食品衛生法違反が見つかった場合には、それらの輸入食品は、廃棄処分や積戻し（輸出国に送り返すこと）などの措置が採られ、市場に流通することはありません。違反のあった輸入者は、厚生労働省のホームページで名前が公開され、同じ問題が起きないように原因究明の調査が行われます。再度、同一製品を輸入する場合には、サンプル品の検査などにより衛生基準を満たしていることが確認され、輸入が許可されます。



検査の様子:厚生労働省ホームページより

また、BSE 発生国の牛肉にせき柱が混入していた場合など、私たちの健康を脅かす事態が発生したときには、同一国からの輸入はすべて停止され、国内に流通している製品についても調査がなされます。輸入再開に当たっては、現地査察や専門家会合、全国で開かれる消費者等との意見交換会などの結果を基に、国内外での改善策が検討・検証され、十分な安全確認が行われています。

このように、水際のような様々な監視や検査によって、私たちの食の安全は守られているのです。

御存じですか？ ～出席停止となる感染症～

4月から新学期です。お子さんが元気に登校されることと思います。

学校保健安全法では、子供たちが、学校において予防すべき感染症（学校感染症）にかかった場合に、本人の休養と、周囲へのまん延・流行の予防のため、出席停止の措置が定められています。

学校感染症は、第一種、第二種、第三種の分類により、出席停止期間が決まっています。

*保育園は、学校保健安全法の適用を受けませんが、下の表に準じて施設長が判断します。

★第一種の感染症★

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

出席停止期間

治癒するまで

★第二種の感染症★

インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

百日咳

はしか（麻疹）

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）

風しん（三日ばしか）

水痘（水ぼうそう）

咽頭結膜熱（プール熱）

結核

出席停止期間*

熱が下がってから2日を経過するまで

特有のせきが消失するまで

熱が下がってから3日を経過するまで

耳下部のはれが消えるまで

発しんが消えるまで

すべての発しんがかさぶたになるまで

主要症状が消えてから2日を経過するまで

医師が感染のおそれがないと認めるまで

*症状等により、学校医その他の医師の判断で期間が変更される場合があります。

★第三種の感染症★

腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

出席停止期間

医師が感染のおそれがないと認めるまで

「京都市こどもの感染症」では、子供の感染症予防に役立つ情報を提供しています。

（京都市衛生公害研究所ホームページ → [疫学情報部門](#) から）

* 気になる症状がある場合は、かかりつけの医療機関に相談しましょう。

消費者コーナーニュース No.110

（平成22年3月）

編集・発行 京都市衛生公害研究所

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町 1 番地の2
（西大路松原東へ 200m 南側） TEL (075) 312-4942
FAX (075) 311-3232

ホームページ [京都市衛生公害研究所](#)

検索

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-5-0-0_1.html

京都市印刷物第 214682 号



— 同じです あなたとわたしの 大切さ —